

# 業務用自動車の賃貸借契約書（案）

（「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）とは、下記条項により業務用自動車（以下「車両」という。）の賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、賃貸借車両を公務執行の用に供するものとする。

（賃貸借物件）

第2条 乙は、甲に対し別表記載の車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。ただし、車両の登録番号及び車台番号は、納車後に確定するものとする。

2 契約開始日までに納車ができない事由等が生じた場合には、乙は甲に対し、代車を提供しなければならない。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和7年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（車両の引渡）

第4条 車両の引渡しは、甲乙双方が立ち会い、装備、外観その他全ての点について、賃貸借目的の限度において良好な状態にあることを確認し、行うものとする。

2 乙は、引き渡された車両が契約の内容に適合しないものであるときは、当該引き渡された車両の代替物の引渡しを行わなければならない。

3 乙が、前条の車両の代替物の引渡しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときには、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このために乙の損害が発生することがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

4 賃貸借車両の引渡場所は、「車両仕様書」のとおりとし、引渡場所までの輸送費用は乙の負担とする。

（賃貸借料金）

第5条 車両の賃貸借料は、総額 円（うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額 円）とし、月額 円（消費税込）とする。

2 賃貸借料金については、賃貸借期間に1ヶ月未満の端数が生じた場合は、日割り計算によって算定する。

3 料金計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

4 「取引にかかる消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

5 消費税額及び地方消費税額は、契約期間中途においてその税率に変動がある場合には、甲乙協議のうえ、これを増減また改定することがある。

(賃貸借料金の支払)

第6条 前条に定める賃貸借料は毎月払いとし、甲は、乙から適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に当該料金を乙に支払うものとする。

2 甲は、自己の責に帰すべき事由により賃貸借料金の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第7条 契約金額を契約期間の月数を除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の項目に該当する場合は免除とする。

(費用負担)

第8条 車両に係る公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

(保守点検)

第9条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について次に掲げる定期点検等を行うものとする。

- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備
- (2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備
- (3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理
- (4) 消耗、摩耗部品、油脂類の交換（バッテリー、タイヤ含む）

2 前項の保守点検は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は、あらかじめ乙に連絡したうえで、他の工場で行うことができるものとする。

(代車の提供)

第10条 乙が前条に規定する保守点検を行うため、甲が必要としたとき、乙は甲に対し代車を無償で提供するものとする。

(車両の保険)

第11条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について、乙の負担により自動車保険契約を締結するものとする。

- (1) 車両保険 1年目 車両本体価格  
2年目以降は残存価格による（免責金額0円）
- (2) 対人賠償責任保険 保険金額 無制限
- (3) 対物賠償責任保険 保険金額 無制限（1事故につき）（免責金額0円）
- (4) 搭乗者傷害責任保険 保険金額1,000万円（1名につき）

(貸借権譲渡等の禁止)

第12条 甲は、賃貸借車両について貸借権の譲渡転貸、又は担保の用に供してはならない。

(裁判管轄)

第13条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(契約の解除)

第14条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算の該当金額について減額または削除があった場合は、契約内容等の見直しなどにより予算の範囲内における変更契約の可能性などについても甲乙十分に協議を行ったうえで、この契約を継続することが困難である場合に限りこの契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、乙が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書をもって乙に通知し、この契約を直ちに解除することができる。

(協議)

第15条 この契約に定めのない事項又は本契約に関して当事者間に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県知事 玉城 康裕

乙

別 表

使用の本拠地又は保管場所 沖縄県名護市大中 2-13-1 (北部保健所)

車 名	
型 式	
年 式	
登 録 番 号	
車 台 番 号	
塗 色	
装備及び付属品	

使用の本拠地又は保管場所 沖縄県沖縄市美原 1-6-28 (中部保健所)

車 名	
型 式	
年 式	
登 録 番 号	
車 台 番 号	
塗 色	
装備及び付属品	

使用の本拠地又は保管場所 沖縄県島尻郡南風原町宮平 212 (南部保健所)

車 名	
型 式	
年 式	
登 録 番 号	
車 台 番 号	
塗 色	
装備及び付属品	

使用の本拠地又は保管場所 沖縄県石垣市字真栄里 438 (八重山保健所)

車 名	
型 式	
年 式	
登 録 番 号	
車 台 番 号	
塗 色	
装備及び付属品	